

1. 計画改定について

- マンション管理適正化推進計画は、マンション管理適正化法の改正により策定が可能となり、R3年度末に策定し、改正法の施行と同時に運用を開始。
- 上位計画である住生活基本計画と整合をとるため、1期計画の期間はR6年度末までの3年間に設定。
- 基本理念や基本方針は現計画を引き継いだうえで、これまでの取組実績や現在実施中の実態調査・深掘調査の結果を反映し、2期計画を運用開始する。

基本理念・基本方針

基本理念
～管理組合、関係団体、行政の連携で進める～
「管理組合の自主自立によるマンション管理適正化の実現」

- 基本方針Ⅰ 実態の把握
基本方針Ⅱ 管理運営に対する意識の向上
基本方針Ⅲ 管理適正化の促進

計画期間



2. マンションへの調査

I.実態調査

- 調査の目的
 - マンション管理適正化推進計画で定めている成果指標の達成状況確認
 - 令和3年度に実施した熊本市分譲マンション実態調査結果との比較による現状分析
- 調査内容：調査票の郵送によるマンション管理の実態調査（管理の形態、管理規約、総会等の運営状況、長期修繕計画や修繕積立金等）
- 調査対象：熊本市内に立地する全てのマンション（743棟）

II.深掘調査

- 調査の目的
 - 郵送調査では把握することのできない情報の把握
 - 専門家（マンション管理士や建築士）の知見を活かした課題・原因の整理
- 調査内容：専門家による外観調査及びヒアリング調査
- 調査対象：計画において要支援マンションと位置付けたマンション108棟、要支援マンションには該当しないが築40年に達するマンション34棟

3. 改定スケジュール

